

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
犯罪被害者等支援金制度（見舞金）の申請	ファミリーシップの宣誓をされた方を犯罪被害者の遺族として取り扱う。	○			総務課 0587-32-1159
救急車の同乗	同乗可能です。		○		消防本部 0587-22-0119
市民病院での面会・病状の説明	原則、本人の同意のうえ病状説明を受けられる。		○		市民病院 0587-32-2111
市民病院での緊急連絡先の指定	原則、本人の同意のうえ緊急連絡先の指定ができる。		○		市民病院 0587-32-2111
保育園の入所申込	同一世帯の場合は、申請ができます。		○		保育課 0587-32-1297
保育園の送迎	同一世帯の場合は、申請ができます。		○	保育園にご相談ください。	保育課 0587-32-1297
放課後児童クラブの利用申請	同一世帯の場合は、申請ができます。		○		子育て支援課 0587-32-1299
教育・保育給付認定申請	パートナーの子の保護者として申請ができる（住民票が同住所の場合）		○		保育課 0587-32-1297

稲沢市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
施設等利用給付認定申請	パートナーの子の保護者として申請ができる(住民票が同住所の場合)		○		保育課 0587-32-1297
一時保育・あずかり利用申請	パートナーの子の保護者として申請ができる		○		保育課 0587-32-1297
母子健康手帳の交付	妊婦が来所できない場合、配偶者と同様に代理で届出、受領ができる。	○			健康推進課 0587-21-2300
生活保護の申請	ファミリーシップにある方と生計が同一の場合、生活保護の申請ができます。		○	判断基準は生計の同一の有無	福祉課 0587-32-1279
障がい者手帳・障がい福祉サービス事業に関する申請	障がい者手帳・障がい福祉サービス事業に関する各種申請を可とする。		○		福祉課 0587-32-1281
高齢者福祉サービス事業に関する申請	高齢者福祉サービス事業に関する各種申請を可とする。		○		福祉課 0587-32-1278
要介護認定の申請	ファミリーシップ対象者も代理申請できる。(本人の介護保険証が必要)		○		高齢介護課 0587-32-1292
介護保険事業の申請	ファミリーシップ対象者も代理申請できる。(本人の介護保険証が必要)		○		高齢介護課 0587-32-1292

稲沢市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	ファミリーシップ対象者も代理申請できる。		○		高齢介護課 0587-32-1292
所得課税証明書交付申請	パートナーを納税義務者の親族として取り扱うこととし、住民票上の世帯が同一である納税義務者から依頼を受けている場合には、所得課税証明書の代理申請及び受領をすることができます。	○		転出などで現在、市外にお住まいの方は、同一世帯であっても納税義務者からの委任状が必要です。	課税課 0587-32-1193
固定資産税関係台帳等の閲覧・受領	パートナーを納税義務者の親族として取り扱うこととし、住民票上の世帯が同一である納税義務者から依頼を受けている場合には、固定資産税台帳等の代理申請及び閲覧・受領をすることができます。	○		転出などで現在、市外にお住まいの方は、同一世帯であっても納税義務者からの委任状が必要です。	課税課 0587-32-1193
納税証明書交付申請	パートナーを納税義務者の親族として取り扱うこととし、住民票上の世帯が同一である納税義務者から依頼を受けている場合には、納税証明書の代理申請及び受領をすることができます。	○		転出などで現在、市外にお住まいの方は、同一世帯であっても納税義務者からの委任状が必要です。	課税課 0587-32-1193 収納課 0587-32-1248

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
罹災証明の交付(自然災害)	火災を除く自然災害により被害に遭われた方で証明書が必要な場合、代理申請をすることができます。		○	婚姻関係や愛知県ファミリーシップ宣誓制度の利用に関係なく、住家に被害を受けた方であれば申請でき、その他の方であっても委任状の提出があれば申請が可能です。	防災安全課 0587-32-1275 課税課 0587-32-1193
罹災証明の交付(火災)	火災等により被害に遭われた方で証明書が必要な場合、パートナーシップの宣誓をされた方を交付対象者として取り扱う。	○		宣誓内容証明書の提出が必要な場合がある。	消防本部 0587-22-2114